

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の概要
(規制措置に係る部分)

※H28. 11. 30公布

(1) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる特定建築行為に該当することとなる行為の規模等（法第11条第1項関係）

法第11条第1項において、住宅部分として扱う建築物の部分、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる特定建築行為に該当することとなる建築の規模について政令で定めることとされている。そこで、

- ① 住宅部分として扱う建築物の部分は、以下に掲げるものとする。
 - i 居間、食事室、寝室など、居住のために継続的に使用する室
 - ii 台所、浴室、廊下、物置など、i以外で居住者の専用に供する部分
 - iii 集会室、共用の浴室、倉庫、管理人室など、共同住宅において居住者の共用に供する部分（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
- ② 特定建築物は、非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）の床面積（*）が2,000㎡以上である建築物とする。

注）特定建築物の新築は、特定建築行為に該当。
- ③ 特定建築行為に該当する増築又は改築は、以下のとおりとする。
 - i 特定建築物（②）の増築又は改築であって、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積（*）が300㎡以上であるもの
 - ii 特定建築物（②）以外の建築物の増築であって、当該増築に係る非住宅部分の床面積（*）が300㎡以上であるもの（増築後において特定建築物（②）となるものに限る。）

* 外気に対して高い開放性を有する部分（床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上である部分）の床面積は除く。

(2) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の規定を適用しない建築物（法第18条関係）

法第18条各号において政令で定めることとされている、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の規定を適用しない建築物は、以下に掲げるものとする。

- ① 空気調和設備を設ける必要がないものとして、次に掲げる用途に供する建築物。
 - i 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
 - ii 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大

臣が定めるものに限る。)

- ② 国宝として指定された建築物、伝統的建造物群を構成する建築物、重要美術品等として認定された建築物、景観重要建造物等の現状変更の規制等により基準に適合させることが困難な建築物等。
- ③ 応急仮設建築物、工事を施工するために現場に設ける事務所、仮設興行場等で許可を受けたもの等の仮設の建築物。

(3) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出の対象となる行為の規模（法第19条関係）

法第19条各号において政令で定めることとされている、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない行為の規模は、以下のとおりとする。

- ① 特定建築物（(1) ②）以外の建築物の新築であって、床面積（＊）が300㎡以上であるもの。
- ② 増築又は改築であって、当該増築又は改築に係る部分の床面積（＊）が300㎡以上であるもの。

＊ 外気に対して高い開放性を有する部分（床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上である部分）の床面積は除く。

(4) 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数の要件（法第28条第1項関係）

法第28条第1項において政令で定めることとされている、勧告等の対象となる住宅事業建築主が新築する一戸建ての住宅の戸数は、1年間に150戸とする。

(5) 特定増改築の範囲（法附則第3条第1項）

法附則第3条第1項において政令で定めることとされている、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の規定を適用しない増築又は改築の範囲は、増改築後の特定建築物（(1) ②）の非住宅部分に係る延べ面積に対する、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の割合が2分の1を超えないこととする。

(6) 特定建築物等に係る報告、立入検査の手続（法第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、附則第3条第9項）

所管行政庁又は国土交通大臣は、各規定の施行に必要な限度において、特定建築物（(1) ②）等に係る報告徴収や立ち入り検査を行うことができることとする。